

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等
概要	喫煙専用室設置施設等の管理権原者に、喫煙専用室の構造又は設備が定められた技術的基準に適合しなくなった場合は、喫煙専用室設置施設等標識等を除去し、当該喫煙専用室が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止するよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第34条 附則第2条 附則第3条
処分基準	<p>1 喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなった場合は、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>2 前項により勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>3 第1項による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※喫煙可能室は、附則第2条の読み替え規定により、喫煙専用室と同一の処分基準となる。 ※指定たばこ専用喫煙室は、附則第3条の読み替え規定により、喫煙専用室と同一の処分基準となる。</p>
ホームページ	
備考	